

障害福祉サービス事業所の造形活動における
作品の著作権等の保護のための指針

～著作権等保護ガイドライン～

〈様 式〉

〈Q & A〉

平成24年3月

滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会

◆参考様式

様式①	作品展示の承諾書（例） [作品を展示する場合 指針7頁]	・・・	1
様式②	作品の二次利用（著作物利用）承諾書（例） [作品を二次利用する場合 指針7頁]	・・・	2
様式③	造形活動における作品の取り扱い規程（例） [作品の著作権等の帰属、出展、販売、二次利用等 行う場合の取り扱い規程 指針9頁]	・・・	3
様式④	造形活動における作品の権利に関する合意書（例） [原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い 作品が恒常的に制作されている場合 指針9頁]	・・・	6

◆Q&A	・・・	8
------	-----	---

作品展示の承諾書(例)

年 月 日

〇〇法人 理事長

住所
氏名
後見人

※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。

私は、私が〇〇法人の運営する事業所で制作した作品について、〇〇法人によって以下のとおり出展されることに承諾します。

記

展覧会の名前 ()
展示期間 (年 月 日～ 年 月 日)
出展作品の名前 ()
作者の名前の表示 (する・しない)
作者の名前の表示する場合の表示 ()

作品の二次利用（著作物利用）承諾書（例）

年 月 日

〇〇法人 理事長

住所
氏名
後見人

※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。

私は、私が〇〇法人の運営する事業所で制作した作品について、〇〇法人によって以下のとおり二次利用されることに承諾します。

記

二次利用の態様（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

見本は別添のとおり

二次利用する期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

※ 利用態様例

テレビ放映、ホームページへのアップロード、ポストカード（絵はがき）・カレンダー・チラシ・ポスターその他印刷媒体など

※注：作品の改変は、著作者の有する同一性保持権を侵害する行為となりますので、この承諾書とは別に、改変についての著作者の承諾がない限り、行うことはできません。

造形活動における作品の取扱規程（例）

この規程は、利用者が〇〇事業所の活動で制作された作品の所有権や著作権の帰属、出展・二次利用時の利用者の承諾、販売等で収益があった場合の利用者への対価の支払い、作品の保管等の取り扱いについて定めるものです。

1 所有権および著作権の帰属

利用者が〇〇事業所の活動で制作された作品の所有権の帰属は、利用者、家族等と話し合い、利用者との間で合意をとって定めることを原則とします。

また、著作権は利用者に帰属することとします。ただし、複数の利用者で共同制作した場合や、事業所の職員が作品の形状や色彩などの創作性に関わる支援を行った場合には、複数の利用者間、または利用者と事業所の間での共有になる場合があります。

2 出展や二次利用時における利用者の承諾

利用者に対し、展覧会や公募展の出展や、カレンダーやポストカードなど作品の二次利用に関する外部からの申し込みがあった場合に、その都度、企画の趣旨や内容、開催場所や期日等を利用者、家族等に明確に伝え、利用者の承諾が得られた場合のみ出展展示や二次利用を行います。

また、出展の際の氏名、制作歴の表示態様や二次利用における複製、作品の改変等の可否について、利用者または家族等に確認をし、利用者の承諾を得られた方法で展示や利用を行います。

3 障害福祉サービス事業所の支援

作品の所有権が「利用者」または「事業所」に帰属する場合によって対応が異なります。次の①②のいずれかを選択をして、規程に盛り込んでください。

①所有権が「利用者」に帰属する場合

作品の展示、販売、二次利用等の際に、事業所が窓口となる場合は、利用者の承諾を得た上で、作品の取り扱いに関する〇〇等【※】について、〇〇事業所

がその手続きを代行します。

(②所有権が「事業所」に帰属する場合)

作品の出展、販売、二次利用等の際に、利用者の承諾が得られた後、作品の取り扱いに関する〇〇等〔※〕を〇〇事業所が対応します。

〔※事業所として対応できる内容を記載のこと。(例) 契約や準備、発送等〕

4 利用者への対価の支払い

「生産活動」「余暇活動等」「職業指導」の活動の種類によって、対応が異なります。次の①～③のいずれかを選択をして、規程に盛り込んでください。

(①生産活動の場合)

作品の出展、販売や二次利用等により収入が発生した場合、就労支援事業会計のルールに従い、原材料費等社会通念上認められる必要経費を控除した金額を、工賃支給規程により、利用者へ支給します。

特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が販売されているものと認められる場合には、原材料費等社会通念上認められる必要経費を除いた全額を利用者に一時金等により支給します。

(②余暇活動等の場合)

作品の出展、販売、二次利用等により収入（原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額）が発生した場合には、その収入は、利用者へ直接支払われることを原則とします。また、二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を利用者に支払います。

ただし、事業所が窓口になり収入を受領する場合には、預かり金として、事業所経由で支払いします。

(※利用者に原材料費等の経費の負担を求める場合、その旨を規程に盛り込むこと)

(③職業指導の場合)

作品の出展、販売、二次利用等により収入が発生した場合には、事業所の収入となりますが、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品の出展、販売等を行う場合、その収入は、利用者へ直接支払われることを原則とします。また、二次利用を行う場合は、あらかじめ、契約で合意した使用料を利用者に支払います。

5 作品の保管等

〇〇事業所において作品を保管する場合、紛失、破損がないよう大切に管理します。

作品の所有権が「利用者」または「事業所」に帰属する場合によって対応が異なります。次の①②のいずれかを選択をして、規程に盛り込んでください。

①所有権が「利用者」に帰属する場合

障害福祉サービス事業所が作品を保管する場合には、利用者の承諾なく処分（廃棄を含む。）することはありません。また、作品を保管できない場合は、利用者に対し、作品の引き取りや廃棄、事業所への譲渡などの選択肢の中からいずれかを選択するかについて、意向を確認します。

なお、意向確認の結果、利用者が作品の引き取りを拒否し、かつ廃棄の承諾をしない場合については、再度、期限を明示して督促を行った上で、それでも作品の引き取りや廃棄の承諾をしない場合には、利用者が作品の所有権を放棄したものとみなして、事業所において作品を自由に処分することができるものとします。

②所有権が「事業所」に帰属する場合

作品の保管、廃棄等の処分については、事業所の判断で行いますが、作品を廃棄するときや利用者が事業所を退所するときには、利用者に対して、作品の保管、廃棄等の方針をあらかじめ伝えるよう努めます。

6 その他

この規程に定めがない場合、または規程の解釈が不明確な場合の取り扱いについては、その都度、利用者、家族等と話し合い、合意の上で、定めます。

付則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

造形活動における作品の権利にかかる合意書（例）

△△（以下「甲」という。）と〇〇（〇〇障害福祉サービス事業所を運営する法人、以下「乙」という）は、造形活動で制作された作品の所有権や著作権の帰属に関して、次のとおり契約を締結します。

記

（所有権）

甲が乙の活動において制作された作品の所有権は、甲（または乙）に帰属します。

（著作権）

作品の著作権は甲に帰属します。ただし、複数の利用者で共同制作した場合や、事業所の職員が作品の形状や色彩などの創作性に関わる支援を行った場合には、複数の利用者間、または利用者と事業所の間での共有になる場合があります。

（契約期間）

本契約の契約期間は1年間とします。なお、期間満了の1か月前までに、双方いずれかにより相手方に対して本契約の終了する旨の書面による通知がない場合は、自動更新とします。

（その他）

この契約に定めがない場合の内容変更がある場合については、その都度、利用者、家族等と話し合い、合意の上、定めます。

この契約の締結を証するため、本合意書を2部作成し、甲と乙が1部ずつ保管します。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 △△

甲の後見人 住所
氏名

(※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。)

乙 住所
法人名 ○○

Q&A

① 事業所の中でできた作品は、事業所のものではないのですか。

事業所の活動においてできた作品が、すべて事業所の所有になる（事業所に所有権が帰属する）とは限りません。作品の所有権の帰属については、原材料費等の必要経費の負担状況や、その作品の制作にあたって事業所側が提供した専門的な支援など社会通念上合理的と思われる根拠を参考にしながら、作者やその家族、事業所が話し合い、作者と事業者との間で合意（契約）することで決定するのが原則です。

このような契約上の定めがない場合において、民法の規定では、作品の所有権は原材料費を負担しているものに帰属するとされています。ただし、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い場合は、作品の所有権は作者に帰属することになります。（民法246条）（指針5頁参考）

（例）

①事業所が500円の画用紙と絵の具筆を用意した。

②作者がその画用紙に絵を描いた。

③その絵は20,000円で売れた。

→絵の付加価値は19,500円。

事前に契約上の定めがない場合に絵の所有権は作者に帰属する。

② 生産活動における量産品の中に著作物がありますか。

陶芸や織物など事業所で作られる製品で、量産品など一見して創作性の認められない製品は著作物にはあたりません。ただし、その中でも、作者のオリジナリティ（創作性）が発揮されて制作されたものは著作物にあたる場合があります。この場合は、事業所において、作品取扱規程等を設けておく必要があります。（指針4、9頁参考）

- ③ 陶芸で、事業所の職員が支援した場合（例えば、釉薬をつけたり、焼いたりする場合）は、所有権や著作権の帰属はどのように考えたいですか。作品が作者と事業所の共同著作物になる場合もありますか。

明らかに作品が複数の人との共同作業で制作されたものであれば共同著作物となり得ますが、多くの事業所で取り組まれている陶芸等の作品は、作者が制作したものであることが明らかなケースが多いと考えられるので、著作権は作者に帰属するのが原則と言えます。また、所有権の帰属については、Q①のとおりであり、あらかじめ作者ととり決めておく必要があります。

たとえば、作者が創作した、焼きあがり前の陶器に、事業所の職員が独自の判断で釉薬で色を付けた場合でも、形状にのみ創作性が認められる場合は利用者の単独著作物となりますが、陶器の形状のみならず、色あいにも創作性があると認められる場合には、（契約で別段の合意がない限り）作者と事業所の共同著作物となります。（指針4、5頁参考）

- ④ ある作者の色彩豊かな絵画作品をTシャツのデザインに使いたいのですが、作品の色を例えば白黒に変えて仕上げたいと思いますが、このようなグッズを作ってもいいですか。

また、事業所で新しくつくるパンフレットで作者の絵画作品をデザインに使いたいのですが、作品の一部を拡大して使用したいと思いますが、このようなパンフレットを作ってもいいですか。

色を変えることは、作品の改変にあたります。作品を改変することは、作者の有する著作者人格権を侵害することになりますので、著作者の承諾がない限り、認められません。どうしても、改変して使用する場合は、作品の使用についての著作権者の承諾とは別に、改変する見本を添付して、著作者から承諾を得る必要があります。

また、作品の一部を拡大（アップ）にすること自体は、通常は作品の「改変」にはあたりません。したがって、著作者人格権（同一性保持権）を有する著作者の承諾を得る必要はなく、著作権者から作品の使用についての承諾を得ておくことで十分です。（指針6、7頁参考）

⑤ ある展覧会に出展依頼があったのですが、依頼のギャラリーからは作者の名前を表記してほしいと言われていました。事業所は、作者の名前を表示せず展示しようと思いましたが、どのように対応すれば良いのでしょうか。

氏名の表記については、著作者に、著作者人格権のなかの1つである氏名表示権がありますので、必ず、作者の意思を確認しておく必要があります。氏名表示をするか否かや、いかなる名称を表示するかの判断を、事業所のみで行うことはできません。(指針6、7頁参考)

⑥ ある画家の図録に収められた絵画を模写して作品を制作しましたが、これは自由に使ってよいのでしょうか。

複製権の侵害になることがあります。また、絵の大きさを変えたり、元の絵に描かれていないものを事業所独自の作品の中に書き入れており「複製」にはあたらなかったとしても、元の絵の創作的な表現部分はその作品の中に再現されている(表現上の本質的な特徴を直接感得することができる)限り、翻案権侵害に該当し得ます。

これに対し、元の絵から何らかのアイデアを得て独自の作品を作り出し、それが元の作品とは「表現」それ自体ではない部分または表現上の創作性がない部分において同一性があるに過ぎないものと認められる場合には、翻案権侵害の問題は生じません。

なお、著作者の死後50年を経過するなどして著作権が消滅している場合には、著作権侵害の問題は生じません。

⑦ 著作権者に無断で著作物を使う行為は、常に違法となるのでしょうか。

著作権制度の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の保護を図り、もって文化の寄与に発展すること」にあります。すべての「文化的所産」に対して例外なく著作権が及ぶとなると、人々の行動の自由が過度に制約されたり、著作物の利用が阻害されたりして、かえって健全な文化の発展

が達成されなくなるおそれがあります。

著作権法では、一定の場合に著作権を制限して著作物の自由な利用を許容しています。具体的には、私的利用のための複製（著作権法第30条）、原作品が屋外に恒常的に展示されている著作物の模写や写真撮影（同第46条）、展覧会の主催者が観覧者のために解説や紹介を目的として小冊子に掲載すること（同第47条）等については、例外的に、著作権者の承諾を得ずに行うことができるものとされています。

⑧ 生産活動の一環で、その作品は本人しか作れないオリジナル性が高いものですが、事業所で販売などを行っているために本人には他の作者と同様の工賃を支払っています。昨日、未公表の作品を展覧会に出展したところ、ある作品が高値で売れましたが、本人にどのように対価を支払ったらいいですか。

未公表作品の展覧会への出展にあたっては、作品の展示権（著作（財産）権）や公表権（著作者人格権）等が本人にあることが原則と考えられることから、事業所の判断だけで出展をすることはできません。また、通常の販売や展覧会で高値で売れた場合、原材料費等、社会通念上認められる必要経費を差し引いた全額を一時金等で支給するなどの対応が望まれます。

このような場合の取扱いについては、各事業所において、作品の出展、販売、二次利用等について、作品取扱規程等を設けるなどして、ルールを明確化しておくことが望まれます。（指針6～9頁参考）

⑨ 事業所に見学に来られた方に、事業所が記念品として作者の原作品をそのまま提供してもいいですか。

作品の所有権が「障害福祉サービス事業所」に帰属する場合であれば、事業所の判断で提供できます。また、作品の所有権が「作者」に帰属する場合であれば、作者の承諾なしに提供することは認められません。

いずれの場合であっても、作品の提供を受けた側は、二次利用等、作品の利用にあたっては作品の著作者が有する著作権法上の権利（著作（財産）権と著作者人格権）に配慮する必要があります。（指針5、8頁参考）

⑩ 事業所を利用する際の契約でも、家族の代筆で済んでいるので、作品の出展等に際しても成年後見制度を活用する必要はないのではないですか。

判断能力が十分でなく契約締結能力がない利用者については、障害福祉サービス事業の前身である支援費制度の発足以前は、家族による代理行為が一定許容されてきた経緯がありますが、現行制度においては利用者や家族等の家庭裁判所への申し立てにより成年後見制度を利用することが望ましいとされているところです。(H16.12.24 厚生労働省障害保健福祉部『支援費Q&A』より)

したがって、事業所の利用契約や作品の出展承諾等、実際の契約行為の場面においては、利用者（作者）と相手方が円滑かつ合法的に契約を結べるよう、法的に作者を保護・支援する成年後見制度を利用することが望まれます。

特に、作品が著しく高い評価を受けた場合に、作者が不利な条件による契約により権利侵害を受けるおそれがあるため、身近な家族や事業所による成年後見制度の活用に向けた支援が求められます。(指針9頁参考)